

商工会ニュースやはばNo.2

【岩手県支援金制度】中小企業者等事業継続緊急支援金について

岩手県では商工会を申請窓口とし、新型コロナウイルス感染症による売上減少に加え、エネルギー類の価格高騰の影響を受けている中小企業者の皆様の事業継続に向けた支援金を実施しています。

◆対象者

県内に本店所在地（個人の場合は住所）がある中小企業者等

※大企業、みなし大企業、農林漁業収入を主とする事業者、政治団体、宗教上の組織、その他基準を満たさない事業者は対象外となります。

◆支給要件（下記の①～③の要件をすべて満たすこと）

①「売上減少」

令和4年10月から令和5年3月までの期間のうち、いずれか1か月の売上が令和1年10月から令和4年3月までの任意の年の同月比で20%以上減少していること。

②「エネルギー価格の上昇」※主に電気代、ガス代、燃料代（ガソリン、軽油、灯油、重油など）

売上が20%以上減少した月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が前年同月の単価と比較して増加していること。

③「事業継続」

申請時点において事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。

◆申請期間

令和5年3月20日（月）～6月20日（火）※当日消印有効

※執行状況によっては、締切を前倒しする場合がありますので、お早めの申請をお勧めします。

◆支給額（事業者単位での支給）

法人等：15万円 個人事業者：7万5千円

◆必要書類（①～④の様式は下記の商工会HPまたは特設HPから取得できます）

書 類 名	法人	個人
①提出書類一覧表	●	●
②中小企業者等事業継続緊急支援金申請書兼請求書	●	●
③支給要件確認表	●	●
④誓約書	●	●
⑤確定申告書の写し（所得税）【比較する月を含む事業年度のもの】⑥⑦も同様	●	●
⑥法人事業概況説明書の写し（2枚）	●	
⑦所得税青色申告決算書又は、白色収支内訳書の写し		●
⑧売上減少が確認できる売上台帳（対象月のもの）	●	●
⑨売上減少月と同月及び比較月のエネルギー料金の請求書・領収書等の写し	●	●
⑩履歴事項全部証明書の原本又は、写し（申請時から3か月以内のもの）	●	
⑪本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバー）いずれかの写し		●
⑫振込先が確認できる通帳の表面と見開き1ページ目の写し	●	●

【問合せ先】（矢巾町商工会：9時から16時、コールセンター：9時30分～17時）※平日のみ

矢巾町商工会（019-697-5111）／当商工会HP（<https://onl.bz/fsQWKPU>）

コールセンター（050-3646-9151）／特設HP（<https://iwate-shien-r5.com/>）